別　紙

【公印・契印省略】

総統勢第 44 号
令和７年２月 18 日

マンション管理業者　各位
マンション管理組合　各位
賃貸住宅管理業者　　各位
マンション等所有者　各位

総 務 大 臣

令和７年国勢調査を円滑に行うための統計法第 30 条第１項の規定に基づく協力要請について（通知）

本年は、５年に１度の国勢調査の実施年であり、同調査を９月から 10 月までの期間で実施することとしています。

国勢調査は、我が国に常住する全ての世帯・人（外国籍の方を含む。）を対象とした最も基本的かつ重要な調査であり、回答には統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 13 条の規定により報告義務が課せられています。

つきましては、令和７年国勢調査を円滑に行うため、統計法第 30 条第１項の規定に基づき、下記について協力を要請しますので、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、マンション管理業者及び賃貸住宅管理業者におかれましては、各支店・事務所等及び各マンション・賃貸住宅に周知いただくとともに、必要に応じ、本通知をマンション管理組合及びマンション等所有者にお渡しいただきますよう、併せて御協力をお願い申し上げます。

また、マンション管理組合及びマンション等所有者におかれましても、必要に応じ、本通知をマンション管理業者及び賃貸住宅管理業者にお渡しいただきますよう、お願い申し上げます。

記

１．国勢調査のポスター等の掲示

国勢調査の実施を世帯に周知するため、掲示板、エレベーター等に総務省、都道府県又は市区町村が提供するポスターやリーフレットの掲示をお願いします。

２．国勢調査員訪問時のオートロックのドアの解錠

国勢調査員は、調査書類の配布又は回収を行い、必要に応じて郵便受けを使用させていただく場合があります。オートロックのドアがある場合や郵便受けがドアの奥にある場合は、国勢調査員の調査活動が円滑に行えるよう、ドアの解錠の御協力をお願いします。

３．空き室情報等の提供

国勢調査員が訪問した際、空き室の状況をお聞きする場合があります。また、国勢調査の適切な実施及び結果の審査に当たって、総務省、都道府県又は市区町村が管理業者等に対して、管理物件情報や空き室情報の提供を求めることがありますので、御協力をお願いします。

４．連続訪問の許諾及び世帯への事前通知

国勢調査は、共同住宅に居住する全ての世帯を対象としています。国勢調査員がオートロックのドアを入った後、世帯を連続で訪問することについての許諾及び世帯への事前通知をお願いします。

５．不在世帯等に係る情報提供

世帯員の不在等により調査が困難な場合、国勢調査員が当該世帯の情報（世帯員の氏名、男女の別、世帯の種類、世帯員の数及び住宅の建て方）を質問する場合があります。また、市区町村が管理業者の事務所等を訪問し、当該世帯の情報（世帯員の氏名、男女の別及び世帯員の数）を質問する場合がありますので、御協力をお願いします。

管理業者等が国勢調査員及び市区町村の質問に答えることは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条の「法令に基づく場合」に該当するほか、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 80 条や賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和２年法律第 60 号）第 21 条の「正当な理由」にも該当し、これらの規定に抵触することはありません。

６．調査員の携行用品に係る情報共有

国勢調査員には調査活動中、『国勢調査員証』を常に携行するよう指導しております。国勢調査を装った詐欺や不審な調査への被害防止の観点から、国勢調査員が携行する調査用品について情報共有をさせていただきますので、共同住宅の管理員等へ情報共有のほどお願いします。

上記のほか、国勢調査を共同住宅内で円滑に行うため、当該共同住宅の管理員を国勢調査員に推薦すること又は共同住宅内における国勢調査員の事務を当該共同住宅の管理業者に委託することについて、市区町村から検討のお願いをする場合があります。

また、総務省統計局でこのほかに毎月実施している基幹統計調査である、労働力調査、家計調査及び小売物価統計調査においても、世帯又は不動産管理会社等を訪問させていただくことがあります。これらの調査につきましても、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願いいたします。

各位におかれましては、了知の上、上記と併せて御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

参考

共同住宅における国勢調査への協力と関係法令との関係について

令和７年２月１８日
総務省統計局
国土交通省不動産・建設経済局

統計法の規定に基づく総務大臣の協力要請に応じて、管理業者等が国勢調査員等に対して情報提供を行うことは、「個人情報の保護に関する法律」の規定に抵触しません。

≪説　明≫

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 30 条第１項は、基幹統計調査を円滑に行うため必要があるときは、関係者に必要な資料の提供、調査、報告などの協力を要請できる旨を定めています。

この規定に基づき、国勢調査では、共同住宅における調査を円滑に行うため、総務大臣からマンション管理業者及び管理組合、賃貸住宅管理業者並びにマンション等所有者に対し、管理物件情報、空き室情報、不在世帯等に係る情報提供などの協力を要請しています。

この協力要請に応じて国勢調査員等に情報提供を行うことは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」といいます。）の規定に抵触するものではありません。（同法第 27 条は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することを禁じていますが、「法令に基づく場合」をその例外と定めています。統計法の規定に基づく協力要請に応じて情報提供を行うことは、この「法令に基づく場合」に該当します（※「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するＱ＆Ａでも同旨の解説がされています。）。）

世帯員が不在等の事由で調査できない場合、国勢調査員等は、法令の規定に基づき、管理業者等にその世帯の情報を質問できます。
この質問に応じることは正当な行為ですので、管理業者と管理組合等との間で事前に了解を得るなど、トラブルを防止しながら積極的に協力してください。

≪説　明≫

世帯員が不在等の事由により調査を行うことができないときは、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）第９条第２項の規定に基づき、国勢調査員（国家公務員）は、当該世帯の世帯員以外の者に当該世帯の情報（世帯員の氏名、男女の別、世帯の種類（※）、世帯員の数及び住宅の建て方（※））を質問することができます。

※現在立案中の「国勢調査令の一部を改正する政令」が公布・施行した場合

また、国勢調査令第 13 条の規定に基づき、市区町村は、必要に応じて管理業者の事務所等を訪問し、当該世帯の情報（世帯員の氏名、男女の別及び世帯員の数）を質問することができます。

これらの質問に答えることは、個人情報保護法第 27 条の「法令に基づく場合」に該当するほか、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 80 条や賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和２年法律第 60 号）第 21 条の「正当な理由」にも該当し、これらの規定に抵触することはありません。管理業者と管理組合等との間で事前に了解を得るなど、トラブルを防止しながら積極的に協力してください。

国勢調査員が共同住宅を訪問して調査票等を配布・取集することを管理業者が拒まず、オートロック等の解錠を行うことは正当な行為ですので、管理業者と管理組合等との間で事前に了解を得るなど、トラブルを防止しながら積極的に協力してください。

≪説　明≫

国勢調査は、我が国に常住する全ての世帯を対象に行う基幹統計調査であり、統計法において、世帯に報告義務が課されている上、報告を妨害する行為及び報告拒否に対しては罰則が定められています。そして、この報告義務を世帯が履行するために必要な調査票等は、国勢調査令に基づき、国勢調査員が世帯ごとに配布・取集します。

このため、国勢調査員が共同住宅の敷地及び建物を訪問して調査票等を配布・取集する行為は、法令に基づく行政事務の遂行であり、管理業者がこれを拒まず、オートロック等の解錠を行うことは、世帯が報告義務を履行する上で欠かせない正当な行為ですので、管理業者と管理組合等の間で事前に了解を得るなど、トラブルを防止しながら積極的に協力してください。

なお、国勢調査員は、国勢調査令に基づき、その身分を証する「国勢調査員証」を携帯しています（必要に応じて提示しなければならないこととされています。）。

◎関係法令等

●統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（報告義務）

第十三条　行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

２　前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

３　（略）

（立入検査等）

第十五条　行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２・３　（略）

（協力の要請）

第三十条　行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

２　行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、被要請者の協力を得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

第七章　罰則（抄）

第六十条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者

二　（略）

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）

二　第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三　（略）

●国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）（抄）

※　現在立案中の「国勢調査令の一部を改正する政令」による改正後の規定

（国勢調査指導員証及び国勢調査員証）

第七条　市町村長は、国勢調査指導員及び国勢調査員に対し、それぞれ総務省統計局長の発行する国勢調査指導員証又は国勢調査員証を交付しなければならない。

２　国勢調査指導員及び国勢調査員は、その事務を行うときは、前項の国勢調査指導員証又は国勢調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

３　第一項の国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、総務省令で定める。

（調査の方法）

第九条　（略）

２　世帯員の不在等の事由により前項各号に掲げる方法による調査を行うことができないときは、国勢調査員等が取集等期間内において第五条第一号イ及びロ並びに第二号イ、ロ及びニに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問し、これに基づいて調査票に記入する方法により国勢調査を行うことができる。

３　（略）

注）第五条第一号イ：氏名、ロ：男女の別、
同条第二号イ：世帯の種類、ロ：世帯員の数、ニ：住宅の建て方

（立入り及び質問）

第十三条　法第十五条第一項の規定による行政機関の長の権限に属する事務のうち、第五条第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる事項について、その職員に、必要な場所に立ち入り、関係者に質問させる権限に属するものは、第十一条の三第二項の規定による審査又は第十二条第四項の規定による審査及び記入を行うに当たり、市町村長が行うこととする。

２・３　（略）

注）第五条第一号イ：氏名、ロ：男女の別、
同条第二号ロ：世帯員の数

●個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抄）

（第三者提供の制限）

第二十七条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二～七　（略）

２～６　（略）

●「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するＱ＆Ａ（抄）

Ｑ１－63　個人情報保護法におけるいくつかの義務の例外規定として「法令に基づく場合」というものがありますが、ガイドライン（通則編）に記載されたもの（刑事訴訟法第 197 条第２項に基づく警察の捜査関係事項照会への対応等）の他にどのようなものがありますか。また、「法令」とは、法律以外も含まれるのですか。

（略）

Ａ１－63　次のようなものが考えられます。なお、「法令」には、「法律」のほか、法律に基づいて制定される「政令」「府省令」や地方公共団体が制定する「条例」などが含まれますが、一方、行政機関の内部における命令や指示である「訓令」や「通達」は、「法令」に含まれません。

（略）

○統計法第 13 条による国勢調査などの基幹統計調査に対する報告

○統計法第 30 条及び第 31 条による国勢調査などの基幹統計調査に関する協力要請への対応

（略）

●マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）（抄）

（秘密保持義務）

第八十条　マンション管理業者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。マンション管理業者でなくなった後においても、同様とする。

●賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和２年法律第 60 号）（抄）

（秘密を守る義務）

第二十一条　賃貸住宅管理業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。賃貸住宅管理業を営まなくなった後においても、同様とする。

２　賃貸住宅管理業者の代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、賃貸住宅管理業の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。賃貸住宅管理業者の代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

参考

＜国勢調査を装った詐欺や不審な調査に御注意ください＞

●国勢調査では 金銭を要求することはありません。
　また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることもありません。

●国勢調査を装った不審な訪問者や不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどに御注意ください。
　不審に思われた際には、速やかにお住まいの市区町村にお知らせください。

●調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。

※国勢調査員の事務を当該共同住宅の管理業者に委託する場合は、「国勢調査業務委託証明書」の携帯をお願いしています。

＜調査活動時に携行する調査用品＞

○国勢調査員の身分を明らかにするための用品		
	国勢調査員証 	国勢調査員証ケースに入れられた国勢調査員証（写真入り）を携行しています。
○調査活動に必要な用品		
	調査書類入れ （手さげ袋） 	側面に「国勢調査 2025」と印字された調査書類入れ（手さげ袋）には、調査活動に必要な用品が収納されています。